

阿賀マリノ船溜まりの使用について

阿賀マリノ船溜まりの使用について、次の各種注意点をご確認のうえ使用してください。

【車両の駐車・乗入について】

小型船舶係留者の利便性向上のため、駐車スペースを確保しました。

(別紙1) 阿賀マリノ船溜まり 車両の通行及び駐車についてをご確認ください。

【工作物の設置・撤去について】

阿賀マリノ船溜まり係留許可区域にはプレジャーボートの係留に必要な係船環及び梯子を設置しています。当該施設への係留にあたり、別途、工作物の設置を希望される方は、次の条件に留意し、市の許可を受けてください。

- 1 工作物の設置に使用するアンカーボルト等は直径20mm以内とする
- 2 岸壁から海上へ50cmを超える工作物は、渡橋等の類とみなし使用料徴収の対象とします(320円/m・月額)
- 3 他の係留船舶に影響を与えるような大型工作物は設置出来ません
- 4 海面へ浮棧橋の設置は出来ません
- 5 防舷材は隣接者と調整のうえ設置してください
- 6 個人が設置した工作物は使用後(許可取消含)必ず撤去する

また、船舶の移動元に設置している工作物は移動後、速やかに必ず撤去してください。撤去されていない場合、阿賀マリノ船溜まり使用許可を取り消します。

元から設置されていた工作物(係船環、梯子、足場、係留ロープ、アンカー等)を使用していた場合も、使用者の責において撤去してください。

【漁業用養殖施設について】

阿賀マリノ船溜まりの付近には(別紙2)のとおり、漁業用養殖施設があります。

これらの区画内へ進入すること、また、施設に損傷を与える行為は禁止です。

これらに該当する事故等が発生した場合、全て個人の責任の元、対応してください。

【その他注意点】

- 1 既存ガードパイプへ係留ロープの設置又は撤去
- 2 地上部(管理道、駐車区画)に個人の物を置く又は設置
- 3 他者への係留許可の譲渡等
- 4 駐車区画を個人の占用とする行為

以上のことは、固く禁止します。

禁止事項を行った場合は、阿賀マリノ船溜まり使用許可を取り消します。

(別紙 1)

阿賀マリノ船溜まり 車両の通行及び駐車について

船舶係留者が駐車出来るよう、駐車スペースを確保しました。

駐車可能なスペースは、道路一段下の岸壁左側のみで、右側は車両が通行するスペースとなります。満車の場合は既存駐車場をご利用ください。

上段の**企業用地隣接道路への駐車は「厳禁」**です。

車両は南側①から進入可能とし、北側②から退出する「**一步通行**」となります。

車両の通行時は安全確認を行い、事故等に注意してください。なお、通行時は「**最徐行**」とします。また、施設内での事故等について市は関与いたしません。

○車両の出入り図



○車両の駐車位置図



